

# いじめ対応に係る学校・市教委・市長部局の連携体制（案）

資料 3

	学校（学校いじめ対策組織）	市教委（いじめ対応に専属的な部署）	市長部局（いじめ対策専門部署）
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 校長 ● 教頭</li> <li>● 教諭（報告窓口・集約担当）等</li> <li>○ いじめ対策推進リーダー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次長 ● 課長補佐（指導主事）</li> <li>● 主査（指導主事）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 課長 ● 課長補佐</li> <li>● 事務職員（福祉職経験者等）</li> <li>○ 弁護士 ○ カウンセラー ○ スクールソーシャルワーカー</li> <li>○ 教員経験者 ○ 警察官経験者</li> </ul>
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 月1回以上の定期的な会議の開催</li> <li>● 事案把握時等における臨時会議の開催</li> <li>● 把握したいじめ（疑いを含む）事案の全件報告</li> <li>● 困難ケースの速やかな報告と市教委への支援要請</li> <li>● 被害児童生徒及び保護者への支援</li> <li>● 加害児童生徒及び保護者への指導助言・支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● いじめ（疑いを含む）事案報告の受理</li> <li>● いじめ対応に係る学校への指導助言</li> <li>● 困難ケース等における市長部局への支援要請</li> <li>● いじめ防止基本方針等の各種計画等の作成、点検等</li> <li>● いじめに係る附属機関（いじめ防止等連絡協議会、いじめ防止等対策委員会）の運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● いじめに係る相談窓口</li> <li>● いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援</li> <li>● 学校いじめ対策組織への支援（市教委からの要請による）</li> <li>● いじめ防止の広報啓発、関係機関・地域住民との連携</li> <li>● いじめ被害児童生徒の救済</li> <li>● 不登校に係る相談支援</li> </ul>

市教委と市長部局の連携による  
いじめ対策の一体的な推進

## 市いじめ対策チーム（仮称）

市教委と市長部局が、心身に苦痛を感じている児童生徒の情報を共有し、それぞれの専門性を生かして事案に対処することにより、学校だけでは解決が難しい事案や、被害児童生徒や保護者が学校の対応に不満を抱いている事案などの困難ケースについて、学校への適切な指導助言・支援や、被害児童生徒と保護者への支援に主体的に取り組み、重大事態に至る前の段階での早期解決を図る。